

# 令和7年度 保育所入所(園)等申込案内

◆お問い合わせ 八幡平市 健康こども課 子育て支援係 電話:0195-74-2111(代表) 内線 1083

〒028-7397 八幡平市野駄 21-170

八幡平市のホームページ <https://www.city.hachimantai.lg.jp>

保育所等の名称	対象児童	開所時間 (月～金)	土曜保育 時間	保育 短時間	延長 保育	一時 保育	休日 保育	
西 根 地 区	寺田保育所	生後6ヶ月 経過から	7:30～18:00	松尾保育所ほか 7:00～18:00	8:30～16:30	○		
	東慈寺保育園 (私立)	生後6ヶ月 経過から	7:00～18:30	7:00～13:30	8:30～16:30	○	○	
	杉の子こども園 (私立)※保育認定	生後8週経 過から	7:00～19:00	7:30～18:00	8:30～16:30	○	○	○
	森の子保育園 (私立)*小規模保育	生後8週経 過～2歳	7:30～18:30	杉の子こども園にて 7:30～18:00	8:30～16:30		○	○
	平館こども園 (私立)※保育認定	生後8週経 過から	7:00～19:00	7:30～18:00	8:30～16:30	○	○	○
	大更こども園 (私立)※保育認定	生後8週経 過から	7:00～19:00	7:30～18:00	8:30～16:30	○	○	○
松 尾 地 区	松尾保育所	生後6ヶ月 経過から	7:00～19:00	松尾保育所ほか 7:00～18:00	8:30～16:30	○	○	
	柏台保育所	生後6ヶ月 経過から	7:30～18:00	松尾保育所ほか 7:00～18:00	8:30～16:30		○	
	ままいろはうす (私立)*家庭的保育	生後8週経 過～2歳	7:00～19:00	7:00～19:00	8:30～16:30	○	○ ※定員に満 たないとき	○ ※保護者と 要相談
安 代 地 区	あしろこども園 (私立)※保育認定	生後8週経 過から	7:00～19:00	7:30～18:00	8:30～16:30	○	○	○
	畑保育園 (私立)*小規模保育	生後8週経 過から	7:00～19:00	あしろこども園にて 7:30～18:00	8:30～16:30	○	○	○
	田山保育所	生後6ヶ月 経過から	7:30～18:00	7:30～18:00	8:30～16:30		○	

※ 延長・一時保育については、保育料とは別に料金がかかります。

※ 一時保育の預け入れ年齢は各所(園)によって異なりますので、直接お問い合わせください。

※ 土曜保育については、各保育所等の入所(園)説明会で詳しく説明します。

# 1 保育所等の利用について

保育所等とは、この案内では「保育所、保育園、認定こども園（保育認定）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所」をいいます。（以下「保育所等」という。）

保護者が働いていたり、病気にかかっていたりしているなど「**保育を必要とする理由**」に該当することにより、家庭において保育することができないお子さんを保護者に代わって保育するところ

です。  
そのため、「集団生活を経験させたい」等の理由では、利用することができません。利用する施設については、申請書類により、入所選考（審査）を行います。希望する施設が受け入れ可能な人数を超えている場合は、市が利用調整を行います。申込み状況等により、入所できない場合もありますのでご了承ください。

## 2 保育所等を利用するための「保育の必要性」の認定

保育所等の利用を希望する保護者の方は、市に『教育・保育給付認定申請書兼入所申込書』を提出し、利用のための【保育の必要性の認定】を受けていただく必要があります。

市が認定する3つの区分に応じて、幼稚園、保育所等の利用先が決まります。3つの区分とは次の表のとおりです。

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用先
満3歳以上	教育を希望する場合	1号認定	教育認定	教育標準時間	※ 幼稚園、認定こども園（教育認定）
	「保育を必要とする理由」に該当し保育所等での保育を希望する場合	2号認定	保育認定	保育標準時間 または 保育短時間	保育所等
満3歳未満		3号認定	保育認定	保育標準時間 または 保育短時間	保育所等

保育所等での保育を希望される場合、認定区分は2号認定・3号認定となり、認定に当たっては次のⅠ・Ⅱが考慮されます。

※ 満3歳以上で、幼稚園または認定こども園（教育認定）を希望する場合には、各施設へ申し込みとなりますので直接お問い合わせください。

## I 保育を必要とする理由

保護者が次のいずれかの「保育を必要とする理由」に該当することが要件です。

1	労働(就労)	労働している(1か月60時間以上)。
2	妊娠、出産	妊娠中もしくは産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで。
3	保護者の疾病、負傷、障がい	病気やけがをしている。または障がいがある。
4	同居家族の介護、看護	同居または長期入院している親族を常時介護・看護している。
5	家庭の災害	災害の復旧に当たっている。
6	求職	継続して、求職活動中である。 ※但し、保育短時間、入所期間3ヶ月
7	就学、職業訓練	就学中、職業訓練中である。
8	上記以外	その他、上記以外の特別な事情により保育できない。

## II 保育の必要量

Iの保育が必要な時間によって保育所等の利用時間が決まります。

利用時間	内 容	理 由
<b>保育標準時間</b> (1日最大11時間 ※施設により異なる)	<b>就労等で1か月120時間以上</b> * 120時間の目安: 週5日 1日6時間	・就労 ・妊娠、出産 ・保護者の疾病等 ・同居家族の介護 ・災害 ・就学 ・その他の理由
<b>保育短時間</b> (1日最大8時間 ※施設により異なる)	<b>就労等で1か月60時間以上</b> * 例: 月20日 1日3時間のパート	・就労 ・同居家族の介護 ・求職 ・就学 ・その他の理由

「保育短時間」に認定された場合、各施設で設定した時間帯の利用が可能です。「保育短時間」を超えて保育を利用する場合は延長保育に該当しますので、別途料金がかかります。

※ 保護者が求職中の場合、「保育短時間」で入所期間は3ヶ月となり、3ヶ月以内に就労できない場合は退所となります。また、就労等の時間が60時間未満の場合も同様の取り扱いとなります。

上記 I ~ II を踏まえ、市から「支給認定証」が発行されます。

I、II 以外にも家庭の状況等によっては、保育利用の優先度を調整する場合があります。

### 3 利用申込みから決定まで

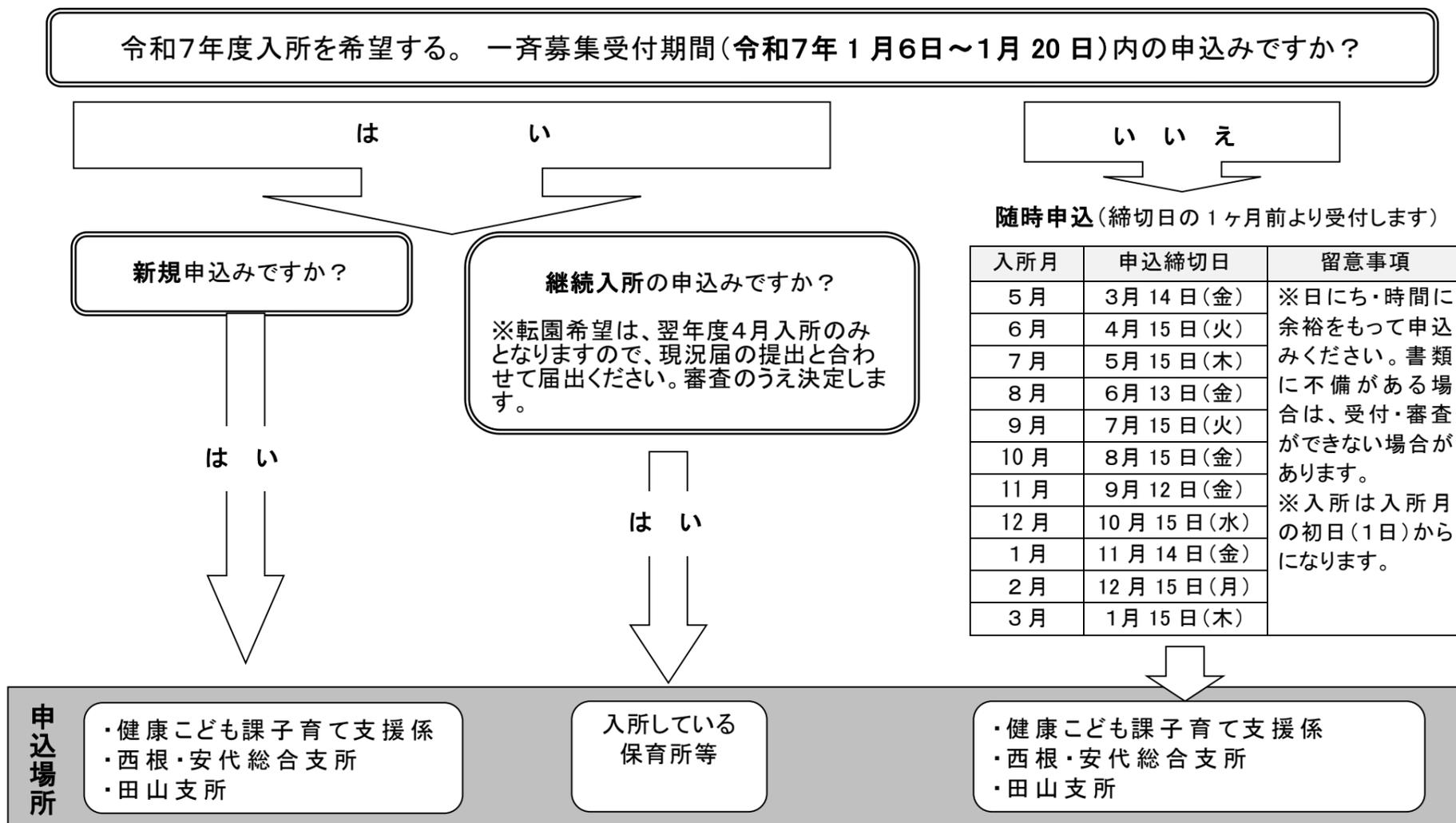
令和7年度の入所(園)を新たに希望する方の申し込みは、本庁健康こども課子育て支援係で行います。また、西根・安代各総合支所及び田山支所でも受付できます。

**一斉募集の受付期間は令和7年1月6日(月)から20日(月)までです。**

上記受付期間を過ぎてから随時申込をする方は、入所(園)希望する月の前々月15日(15日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までに、本庁健康こども課子育て支援係、西根・安代各総合支所、田山支所へ申し込みください。

継続入所の方は、現在入所している各保育所等に現況届をご提出ください。市内の保育等に入所中の場合、保育所等を通じ申請書類を配布します。提出期限までに保育所等へ提出ください。市外保育所等に入所中の場合は保護者へ郵送します。

#### ◆申込から入所(園)までの流れ



市では入所申込書等により、入所の基準を満たしているかどうかを公正な基準・方法により審査し、保育の必要性の程度の高い順に入所決定します。申込み状況等により、入所できない場合もあります。申込み順ではありませんのでご了承ください。

#### 教育・保育給付認定決定通知および入所承諾・入所保留通知

- ◆通知の発送時期は、一斉募集は令和7年3月上旬頃、随時申込は締切日の翌月上旬頃までに発送します。
- ◆入所可となった場合には、入所承諾書と入所説明会のお知らせを郵送します。  
入所不可となった場合には入所保留通知書を郵送します。
- ◆入所保留となった場合、「教育・保育給付認定申請書兼入所申込書」は令和8年3月入所選考まで有効となります。毎月の利用調整対象となり、入所決定した場合のみ通知します。

【注】1 申込みを取下げの場合や入所決定を辞退する場合は、速やかに健康こども課子育て支援係にご連絡ください。  
2 提出書類に虚偽の記載があった場合は、保育認定を却下し、入所後明らかになった場合は保育の実施を解除することがあります。

## 4 保育所等の利用申請等

### (1) 利用申請に必要な書類

- ①教育・保育給付認定申請書兼入所申込書（申込み児童1人につき1部）
- ②家族状況申告書（申込み児童1人につき1部）
- ③健康状態等調査票（申込み児童1人につき1部）
- ④入所に関する確認票（申込み児童1人につき1部）
- ⑤マイナンバー(個人番号)申告書（1世帯につき1部）
- ⑥保育が必要な状況を証明する書類（保護者・同居世帯員1人につき1部）

保護者(父・母)両方の書類及び65歳未満の同居の祖父母、おじ、おば等の世帯員の書類が必要です。(住民票上で世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合には同居の取り扱いとなります。)単身赴任等で別居中の方も同様に必要です。

	保育を必要とする理由	提出書類・添付書類		備考
1	労働(就労)	<input type="checkbox"/> 会社等に雇用されている方	<input type="checkbox"/> 就労証明書	会社等から証明してもらいます。
		<input type="checkbox"/> 自営業の方 <input type="checkbox"/> 農業の方	<input type="checkbox"/> 就労証明書	事業主から証明してもらいます。 ※農業の方は必ず備考欄記載
2	妊娠、出産	<input type="checkbox"/> 求職等状況申告書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の表紙及び出産予定日の記載欄のコピー		
3	保護者の疾病、 負傷、障がい	<input type="checkbox"/> 求職等状況申告書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書 または障害者手帳等のコピー		診断書は所定の様式による。
4	同居家族の 介護、看護	<input type="checkbox"/> 介護(看護)申告書		
5	家庭の災害	<input type="checkbox"/> 求職等状況申告書 <input type="checkbox"/> 罹災証明等災害の事実を証明する書類		
6	求職	<input type="checkbox"/> 求職等状況申告書 <input type="checkbox"/> ハローワーク受付票のコピー(有効期限内) ※求人情報等の閲覧では求職活動を継続して行っていることにはなりませんのでご注意ください。		※就労が決定するまで、保育短時間、入所期間は3ヶ月間になります。
7	就学、 職業訓練	<input type="checkbox"/> 求職等状況申告書 <input type="checkbox"/> 学生証(在学証明書)のコピー、 または受講決定通知書のコピー (職業訓練を受けていることの証明ができるもの)		
8	上記以外	・健康こども課子育て支援係へご相談ください。		

※利用申請に必要な書類①～⑥は、市の定める(配布する)様式をご使用ください。

## (2) 保育料算定のための書類

①令和6年1月2日以降に八幡平市に転入した方でマイナンバー(個人番号)申告書にマイナンバーの記載(届出)が無い方は、次の書類が必要です。

- ・令和6年度市(区町村)民税・(都道府)県民税 所得課税証明書の写し
- ・令和6年度市(区町村)民税・(都道府)県民税 納税通知書の写し

令和6年1月1日現在に住民登録していた市区町村の税務証明発行窓口(税務課など)から交付を受けてください。

※未申告の場合は保育料の階層が最高階層での決定となり、最高額の保育料となりますので、至急申告を済ませてください。

※令和6年1月1日以前から八幡平市に住所のある方は、上記書類の提出は不要です。

### 【八幡平市に転入予定の方の申請条件】

住所が確定している方で、確実に八幡平市に転入予定である場合は、「転入予定者」として申請することができます。その場合は、入所希望月の前月末までに必ず転入手続きを行うことが条件となりますのでご注意ください。詳しくは、健康こども課子育て支援係までお問い合わせください。(申込書の住所欄に転入予定住所と現在の住所を2つ記入ください。)

## ②在園証明書(申込み児童以外の施設在園児等1人につき1部)

申込み児童以外の兄や姉が保育所以外(幼稚園や認定こども園に在園している場合や特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部に入園または、児童発達支援、医療型児童発達支援)の施設を利用している場合、保育料が軽減されます。

各幼稚園、認定こども園が発行する在園証明書や上記施設等の利用児童であることを証明する書類を添付して提出してください。

## (3) 入所後の各種手続き

①教育・保育給付認定変更申請書、変更届 ※申請書等は保育所等に備え付けてあります。

以下の場合に変更の届出が必要です。速やかに、市または入所施設に提出ください。

- ◆保護者の就労等の保育要件、支給認定証の内容、世帯の状況など申込内容に変更があった場合→教育・保育給付認定変更申請書(証明書類)を提出
- ◆保護者がお子さんの保育が必要な状況ではなくなった場合(5ページの保育を必要とする理由1～8に該当しなくなった)→教育・保育給付認定変更申請書を提出 ※退園になる場合があります
- ◆保護者及び児童の氏名・住所・連絡先の変更→変更届を提出

## ②現況届(継続申請)

教育・保育給付認定を受けられた方には、毎年現況届及び保育が必要な事由に応じた書類を提出していただくことになります。提出時期になりましたら、改めてご案内します。

## 5 保育料について

保育料は、国、県、八幡平市の負担金とともに、保育所を適切に運営するための経費をまかなうものとして、保護者(扶養義務者)にお支払いいただくものです。

なお、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴う保育料の無償化により、3歳児以上クラスのお子さんと住民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスのお子さんの保育料は無償となります。ただし、延長保育料や行事費、3歳児以上クラスのお子さんの給食費(市からの月額 4,800 円の補助を除いた分)などは保護者の負担となります。

### (1) 保育料の算定について

保育料は父・母の市(区町村)民税の課税額で決定します。ただし、祖父母等と同居している世帯において、父・母の収入によっては生計が成り立っていないと認められる場合には、祖父母等の市(区町村)民税所得割額を保育料の算定対象とし決定します。

**前期:4月～8月** ⇒ 前年度の市(区町村)民税額から算定します。

**後期:9月～3月** ⇒ 当該年度の市(区町村)民税額から算定します。

公立・私立・市内・市外保育所・保育園を問わず、八幡平市民は同じ基準で算定した額です。

所得税や市(区町村)民税の修正申告等をし、税額が変更になった場合、保育料が変更になることがあります。

また、八幡平市では保育料を国基準額に比べ大幅に軽減しております。詳しくは13～14 ページの保育料表をご覧ください。

### (2) 保育料の納付について

毎月1日現在保育所に在籍している方は、当該月分の保育料を納付いただきます。

公立保育所・私立保育園(市外保育園含む)の保育料の納付については、口座振替と納入通知書払いの2種類の方法があります。

口座振替の手続きをされている方は、指定口座から自動的に引落としとなります。お子さんがすでに保育所等に入所し、口座振替の手続きをされている場合、新規に入所(園)するお子さん(弟・妹)の保育料は、手続きなしで口座振替となります。

口座振替でない場合、納入通知書を健康こども課から郵送しますので、納入通知書に記載された金融機関で納期限までに納付してください。納期限は各月末日となります。(末日が金融機関の営業日でない場合は翌営業日)また、コンビニエンスストアで納付することもできるほか、令和4年4月からは納入通知書のバーコードをスマートフォンで読み取り、PayPayやLINEPayで支払いを行うスマホ収納も開始しています。

認定こども園、小規模保育事業所(森の子保育園・畑保育園)、家庭的保育事業所(ままいろはうす)は、各施設の定める方法で施設へ直接納付となります。

※保育料の日割り計算はしませんので、利用日数にかかわらず1か月分の保育料を納付ください。

### (3) その他

保育料の納付が困難な場合は、納付方法についてご相談ください。

**保育料を滞納した場合は、児童手当からの保育料特別徴収や不動産・給与・銀行預金等の財産調査を実施し、差押処分することがあります。**

また、通常であれば扶養している子どもが3人以上いる場合、扶養している第3子以降の保育料は無料となりますが、滞納世帯は無料とならず、通常の保育料が賦課されます。完納した場合は、翌月分の保育料から無料が適用となります。

## 6 申込みにあたっての確認事項

### (1) 入所時のクラス年齢について

令和7年度のクラス年齢は表のとおりです。

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和6年4月2日以降出生
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日



### (2) 心身に障がいを持つお子さんの保育利用について

- ・集団生活が可能で、日々通所できるお子さんが対象となります。
- ・状態によっては医師からの診断書を提出していただきます。※入所後も同様となります。
- ・入所承諾の前に面談を行います。(面談の日程については後日ご連絡します。)
- ・面談内容、発達支援専門職等の意見を踏まえ、保育所等への入所について判断します。

### (3) 入所(園)説明会について

入所(園)可とされたお子さんには入所承諾書を郵送します。同時に入所(園)説明会の日程をお知らせします。

入所(園)説明会では用意するものや、慣らし保育などそれぞれの保育所等で説明がありますので、必ず参加してください。また、お子さんの様子について聞き取り(面談)を行います。

## 【Q & A よくあるお問い合わせ】

### ◆子ども子育て支援制度に関することについて

Q1 : 子どもが満3歳未満のため3号認定を受けていますが、3歳の誕生日を迎えたら、何か手続きが必要ですか。また保育料はどうなりますか？

A : 満3歳になると、3号認定から2号認定になりますが、市が認定の手続きを行いますので、保護者が改めて手続きをする必要はありません。また、満3歳になっても年度中の保育料は変わらず、翌年度から3歳児の保育料となります。

Q2 : 保育標準時間認定と保育短時間認定では利用できる保育時間が違いますが、保育料は同じなのでしょうか？

A : 保育短時間認定の方の保育料は、保育標準時間認定の方の保育料よりも若干ですが低い保育料となります。

Q3 : 延長保育はどうなっているのでしょうか？

A : 延長保育を行っている保育所(園)等で各施設が定めた保育標準時間を越えると延長保育となり、延長保育料をお支払いただくこととなります。  
ただし、「保育短時間認定」は、次のQ4のとおりです。

Q4 : 保育短時間認定の場合、延長保育はどのようになっているのでしょうか？

A : 保育短時間認定の場合、八幡平市内の保育所等は、全て保育時間は「午前8時30分から午後4時30分まで」です。この前後の時間については延長保育となり、延長保育料を負担していただく必要があります。

## ◆入所申込みなどについて

**Q1 : 父母の離婚・結婚により家庭状況が変わった場合、なにか手続きが必要ですか？**

A : 「教育・保育給付認定申請書兼入所申込書」の記載内容に変更があった場合(住所・連絡先・家庭状況の変更など)は、速やかに保育所等に連絡してください。その上で、「教育・保育給付認定変更申請書」、「変更届」に変更内容を記載し、保育所等又は健康こども課に提出してください。

なお、結婚をした場合は新たに保護者となった方について保育が必要である状況を確認する書類(「就労証明書」等)と保育料算定のために必要な書類を提出していただきます。

**Q2 : 八幡平市から転出するのですが、手続きは必要ですか？**

A : 転出することが分かった時点で速やかに「退所届」を保育所等又は健康こども課に提出してください。なお、入所申込みは住民登録のある市町村にさせていただくこととなりますので、現在入所(園)している保育所等に継続して入所(園)を希望する場合は、その旨を転出先の保育所担当課に申し出て入所(園)手続きをしてください。

**Q3 : 「就労(予定)証明書」や「就労状況申告書(自営業・農業)」の内容は確認するのですか？**

A : 就労状況を勤務先に確認したり、実地確認や報酬明細等の別の書類によって確認する場合があります。

確認の結果、記載内容に虚偽があった場合は保育認定を却下し、入所(園)後明らかになった場合は保育の実施を解除することがあります。

**Q4 : 保育所等は何か所まで希望できますか？**

A : 希望はいくつでも構いませんが、通所が可能な保育所等を記入してください。入所希望欄に記載のない保育所等は、空きがあっても選考の対象となりません。また、「第1希望だから有利」「第△希望だから不利」ということはありません。第1希望のみ記入したからといって、その保育所等の入所選考において有利になることはありません。また、複数の保育等を希望したからといって、上位希望の保育所等の入所選考において不利になることはありません。

**Q5 : 希望の保育所等は空いていないと言われました。空きがない保育所等を希望することはできませんか？**

A : 空きがなくても保育所等を希望することはできます。申込後に空きがでることや、急な退所などによって、選考中でも空きがでることもあります。申込み時点での状況にかかわらず、入所(園)を希望する順に記入してください。

**Q6 : 現在通っている保育所等から他の保育所等に移ることはできますか？**

A : 八幡平市では年度途中での転園は行っておりません。

入所後、毎年認定事由に該当していることの確認などを行うため、1月頃に現況届を提出していただきますので、その際に翌年度より転園を希望する場合は、「転園届」を一緒に提出してください。希望の保育所等に移ることができるかどうかは、入所の場合と同様に審査して決定します。

転園が内定した時点で、現在入所(園)している保育所等には別の児童が内定していますので元の保育所等には戻れません。希望を取下げの場合は、1月末までに地域福祉課に申し出てください。

**Q7 : 現在、第一子が入所中ですが、母が第二子出産のため産休・育児休暇を取得する予定です。退所になりますか？**

A : 退所になりません。育児休業取得前からすでに保育所等に入所している児童については、育児休業の間に保育所等を利用することが必要である場合、その期間引き続き利用することができます。入所施設へその旨お知らせください。

ただし、退職する場合は保育要件の「妊娠・出産」への変更申請が必要になりますので、速やかに市または入所施設へ提出書類・添付書類を届け出てください。

なお、育児休業中の新規申込みはできません。復職予定日の約1ヶ月前(慣らし保育のため)の入所月からの申請となりますので市へご相談ください。

## ◆保育料に関することについて

Q1 : 離婚し、ひとり親家庭となったのですが、保育料は無料になりますか？

A : 保育料は保護者の方の住民税の課税状況に基づき決定しますので、無料になるとは限りません。但し、減免に該当する場合がありますので市へ届け出してください。

## ◆その他

Q1 : 日曜日にも仕事がありますが、希望している保育所等は日曜日には開いていません。日曜日にも保育してくれる保育所等がありますか？

A : 休日(日曜日、祝日)も保育を実施している保育所等があり、「杉の子こども園、森の子保育園、平舘こども園、大更こども園、あしろこども園、畑保育園、ままいろはうす」に入所しているお子さんが利用できます。ままいろはうすは保護者と相談の上実施します。

利用する場合は、事前に申込みが必要です。利用を希望する保育所等に直接申込みをしてください。

Q2 : 病院にお見舞いに行きたいのですが、その間に子どもを預かってくれる所はありますか？

A : 保育所等に入っていないお子さんを、保護者が通院や冠婚葬祭などで一時的に保育できなくなる場合や、育児を頑張っている保護者のリフレッシュのため等、「一時保育」をご利用いただけます。

各保育所等で実施していますが、公立保育所は2歳児からの受入れとなります。

私立保育園は園によって異なりますので、直接お問い合わせください。

一時保育を利用する場合は、事前に申込みが必要です。利用を希望する保育所等に直接申込みをしてください。また、一時保育の保育料がかかります。

なお、休日(日曜日、祝日)は利用できません。

八幡平市では、令和5年度から  
 県の補助事業を活用し、市の子育て支援施策により、  
 世帯第2子以降3歳未満児の保育料を無償にしています。  
 また、第1子においても国基準額に比べて保育料を大幅に軽減しています。

保育標準時間認定 保育料表(令和7年度)

(単位:円)

階層	世帯の課税状況など		金額 (月額)			
			3歳未満児(国)	3歳未満児(市)	3歳以上児(国)	3歳以上児(市)
A	生活保護法による被保護世帯など		0	0	0	0
B0	市(区町村)民税	母子・障害世帯など	0	0	0	0
B1	非課税世帯	その他の世帯	0	0	0	0
C1	市(区町村)民税	均等割のみ	19,500	8,800	0	0
C2	課税世帯	所得割 32,000円未満		12,400		0
C3		32,000円以上 48,600円未満		14,200		0
D1		48,600円以上 56,800円未満	30,000	15,000	0	0
D2	56,800円以上 72,600円未満	17,000		0		
D3	72,600円以上 97,000円未満	21,000		0		
D4	97,000円以上 128,100円未満	44,500	23,000	0	0	
D5	128,100円以上 169,000円未満		25,000		0	
D6	169,000円以上 195,600円未満		61,000		30,000	0
D7	195,600円以上 301,000円未満	35,000		0		
D8	301,000円以上 335,800円未満	80,000		38,000	0	
D9	335,800円以上 397,000円未満		40,000			
D10	397,000円以上		104,000	0		

※4月から8月までの保育料は前年度の所得割額が、9月から翌年3月までの保育料は当該年度の所得割額が基準となります。

※3歳児以上クラスのお子さんと、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスのお子さんの保育料は無償です。

※父母(または扶養義務者)の所得割額を合算した額により算定します。

※このほかに、ひとり親世帯・多子世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯に対する軽減があります。詳しくは市役所健康こども課子育て支援係にお問い合わせください。

保育短時間認定 保育料表(令和7年度)

(単位:円)

階層	世帯の課税状況など		金額 ( 月額 )			
			3歳未満児 (国)	3歳未満児 (市)	3歳以上児 (国)	3歳以上児 (市)
A	生活保護法による被保護世帯など		0	0	0	0
B0	市(区町村)民税	母子・障害世帯など	0	0	0	0
B1	非課税世帯	その他の世帯	0	0	0	0
C1	市(区町村)民税	均等割のみ	19,300	8,700	0	0
C2	課税世帯	所得割 32,000 円未満		12,200		0
C3		32,000 円以上 48,600 円未満		14,000		0
D1	課税世帯	48,600 円以上 56,800 円未満	29,600	14,800	0	0
D2		56,800 円以上 72,600 円未満		16,700		0
D3		72,600 円以上 97,000 円未満		20,700		0
D4		97,000 円以上 128,100 円未満	43,900	22,600	0	0
D5		128,100 円以上 169,000 円未満		24,600		0
D6		169,000 円以上 195,600 円未満	60,100	29,500	0	0
D7		195,600 円以上 301,000 円未満		34,400		0
D8	301,000 円以上 335,800 円未満	78,800	37,400	0	0	
D9	335,800 円以上 397,000 円未満		39,300			
D10	397,000 円以上	102,400		0		

※4月から8月までの保育料は前年度の所得割額が、9月から翌年3月までの保育料は当該年度の所得割額が基準となります。

※3歳児以上クラスのお子さんと、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスのお子さんの保育料は無償です。

※父母(または扶養義務者)の所得割額を合算した額により算定します。

※このほかに、ひとり親世帯・多子世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯に対する軽減があります。詳しくは市役所健康こども課子育て支援係にお問い合わせください。